０４介 第２７０６号

令和５年２月８日

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（変更）

伊勢市健康福祉部介護保険課

伊勢市の取り扱い

　新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いは、原則として、

令和５年３月３１日までに更新申請の有効期間満了日を迎える被保険者で終了します。

ただし、下記の（１）に該当する場合は、申請により臨時的取扱いを行うこととします。

（1）対象者

　以下の全てを満たす方

　① 更新申請である。

② 令和５年４月１日から令和６年３月３１日の間に有効期間満了日を迎える。

③ 施設（病院）入所者で、その施設（病院）が、認定調査員による面会を禁止している。

（2）臨時的な取扱いの内容

　　当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間を

12ヵ月延長します。

　（認定調査や審査会を経ずに、現在の要介護度と有効期間が延長されます）

（3）手続き

臨時的な取扱いを希望される場合は、次のように対応願います。

<施設（病院）入所者>

①　施設・病院は、「認定調査員の面会を禁止する申出書」（別紙３）を伊勢市介護

保険課までご提出ください。

②　本人・家族・ケアマネジャーは、該当する施設（病院）に入所（入院）中の方の更新申請の際、同時に、臨時的な取扱いに関する申請書（別紙４）を伊勢市介護保険課までご提出ください。

すでに更新申請書を提出されている場合は（別紙４）のみ提出をお願いします。

※別紙４の提出にあたっては、必ず、本人・家族のご承諾をいただきますようお願いします。

　 ※令和５年２月８日現在で、上記申出書（別紙３）を提出されている施設（病院）につきましては、今回の事務連絡の趣旨をご理解いただき、ご検討の上、引き続き面会禁止措置を取られる場合は、再度申出書の提出をお願いします。

なお、別紙3～6は、伊勢市ホームページに様式を掲載します。

（4）その他

　・新規及び区分変更申請については、臨時的取扱いの対象外となります。認定調査については、介護保険課と調整を行ってください。

　・「認定調査員の面会を禁止する申出書」（別紙３）を提出した施設・病院は、面会が可能となりましたら、速やかに「認定調査員の面会禁止を解除する申出書」（別紙６）を伊勢市介護保険課までご提出ください。

・今回の臨時的な取扱いの終了時期や新たな取扱いについては、今後の社会情勢や

厚生労働省等からの情報により、適宜対応し、ご連絡申し上げます。